

議第257号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成26年 9月19日提出

京都市長 門川大作

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市衛生関係手数料条例の一部改正)

第1条 京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表薬事法の項中	薬事法	を	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	に、「薬事法施行令
----------	-----	---	---------------------------------	-----------

第3条第3号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条」に改め、同表薬事法施行令の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、

第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,400	を に改め、
第1条の5第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の書換え交付	2,400	
第1条の6第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の再交付	3,500	
第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,400	

「薬局の開設の許可証及び」を削る。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部改正)

第2条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び同条第2項」を「, 同条第2項」に改め、「医薬部外品」の右に「及び同条第9項に規定する再生医療等製品」を加える。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

提案理由

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例に規定する食品から再生医療等製品を除外することとするとともに、規定を整備する必要があるので提案する。